

令和6年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月15日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第14号及び議案第17号、並びに
議案第21号及び議案第26号
(令和6年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第37号 工事委託に関する協定の変更協定の締結について
- 日程第 4 議案第38号 令和6年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第39号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 発議第1号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見
- 日程第 9 発議第2号 被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める
意見書
- 日程第10 発議第3号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|---------------|
| 1番 赤井睦美君 | 2番 佐藤智子君 |
| 3番 横田喜世志君 | 4番 大久保建一君 |
| 5番 関口正博君 | 6番 宮本雅晴君 |
| 7番 倉地清子君 | 8番 三澤公雄君 |
| 10番 安藤辰行君 | 11番 斎藤實君 |
| 12番 能登谷正人君 | 副議長 13番 黒島竹満君 |
| 議長 14番 千葉隆君 | |

○欠席議員（1名）

- 9番 牧野仁君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	成田耕治君
総務課長 併選挙管理委員会事務局長	竹内友身君	政策推進課長	川口拓也君
財務課長	川崎芳則君	会計管理者 兼会計課長	阿部雄一君
住民生活課長	石黒陽子君	保健福祉課長	戸田淳君
農林課長 併農業委員会事務局長	石坂浩太郎君	水産課長	田村春夫君
サーモン推進室長	田村敏哉君	商工観光労政課長	井口貴光君
建設課長 兼公園緑地推進室長	藤田好彦君	環境水道課長	横田盛二君
落部支所長	佐藤尚君	学校教育課長 兼学校給食センター長	三坂亮司君
教育長	土井寿彦君	社会教育課長 兼図書館長	佐藤真理子君
学校教育課参事	小林卓也君	郷土資料館長 町史編さん室長	
体育課長	伊藤勝君	農業委員会会長	日野昭君
選挙管理委員会委員長	外崎正廣君	監査委員	千田浩文君
総合病院事務長	竹内伸大君	総合病院庶務課長	長谷川信義君
総合病院医事課長	加藤貴久君	総合病院地域医療連携課長	佐々木裕一君
消防長	堤口信君	八雲消防署長	河井治彦君
八雲消防署庶務課長	中野悟司君	八雲消防署予防課長	小林伸也君
八雲消防署警防救急課長	関晃弘君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長 兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
住民サービス課長	北川正敏君	産業課長	吉田一久君
熊石消防署長	藤村勉君	熊石国保病院事務長	福原光一君

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長 併監査委員事務局監査係	菊地恵梨香君		

[開会 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（千葉 隆君） ただいまの出席議員は13名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（千葉 隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、大久保建一君と斎藤實君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（千葉 隆君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（三澤 聡君） ご報告いたします。
本日の会議に、予算特別委員会より、付託をした令和6年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。また、町長より議案3件が追加提出されております。
この他に、議員発議による意見書案3件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。本日の会議に、牧野仁議員する旨の届け出がございます。以上でございます。
○議長（千葉 隆君） ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。
○議会事務局長（三澤 聡君） ご連絡いたします。
この後、ただちに全員協議会を、議員控室において開催いたしますので、議員の皆様は、ご参集願います。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。この後、議員控室において全員協議会を開催いたしますが、会議の所要時間は、およそ1時間程度を予定しておりますので、ご了承願います。

休憩 午前10時02分

再開 午前11時48分

- 議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
町長より発言を求められておりますので、これを許します。
○町長（岩村克詔君） 議長、町長。
○議長（千葉 隆君） 町長。
○町長（岩村克詔君） 8日に開催されました一般質問において、私の発言に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

赤井議員のみなんで防ごう災害関連死の質疑の中で、小牧市と災害連携協定を結んでみたいという発言をいたしました。小牧市とは平成23年度に災害時総合応援協定を締結しておりましたので、訂正しお詫び申し上げます。以上であります。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。

午後1時再開いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号及び議案第14号から議案第17号、並びに議案第21号及び議案第26号

○議長（千葉 隆君） 日程第2、議案第1号から議案第9号まで、議案第14号、及び議案第17号、並びに議案第21号及び議案第26号すなわち令和6年度各会計予算及び関連議案を一括して議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。報告書はお手元に配付のとおりであります。

予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○予算特別委員会委員長（宮本雅晴君） 委員長、予算特別委員会委員長。

○議長（千葉 隆君） 予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（宮本雅晴君） 予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

当委員会は、去る7日の本会議で付託を受けたあと、正副委員長の互選を行ない、委員長に私が、副委員長に牧野仁委員が選出されました。

本会議で付託のありました、議案第1号から議案第9号まで、議案第14号及び議案第17号並びに議案第21号及び議案第26号すなわち令和6年度各会計予算及び関連議案の審査にあたるため、11日から町長をはじめ各担当職員等の出席を求めて開催いたしました。

審査は、各担当課長から説明を受けたあと、質疑に入り、3日間にわたり慎重に行われました。

審査の経過につきましては、各位ご承知のとおりでありますので省略をさせていただきますが、長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、町理事者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、各案とも、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、報告書の附帯意見としましては、新役場庁舎整備事業と委員会への報告についてであります。

新役場庁舎整備事業については、昨年6月に住民説明会を開催し、すでに実施設計に着手しているところではありますが、町民からは、庁舎のデザインに対して、いまだに反対する声が議会に届いております。

このことから審査において、再度の住民説明会開催の必要性について意見を交わしましたが、町としては開催する考えはないということでありました。

この事業は、八雲町にとっては重要かつ大規模事業であるからこそ、町民の声を真摯に受け止め、進めなければならないものであります。

つきましては、実施設計の業務にあたり、再度の住民説明会を開催し、町民の声を聴いたうえで、そのことを充分反映し進めていただきたく、強く要請するものであります。

サーモン種苗生産施設整備事業については、令和6年度予算において6,463万6千円の実施設計業務委託料が提案されましたが、その根拠となるであろう予備設計の報告が、事前にあります。

また、熊石漁港ふれあい広場整備事業においては、総務経済常任委員会への報告が2月に行われており、令和6年度予算に向けた意見反映ができない時期での報告でありました。

令和6年度予算に関する常任委員会への報告は、議会としても意見反映できるよう、昨年9月をお願いしておりました。

本特別委員会での十分な審査を行うにあたり、今後においては、事前の委員会への報告について、切に望むものであります。

町理事者におかれましては、審査の過程で出された意見等を真摯に受けとめ、事務の執行にあたられますよう申し上げます。

なお、各委員から、町理事者に対し、特に申し入れすべきものと合意をみた事項について申し添えます。

一つ目として、地域会館の備品整備にあたって、熊石地域と八雲地域で大きな違いがあることが明らかとなりました。

このことから、ルール必要性については、町も認識しているところですが、整合性を図るべく早急な取り組みをお願いするものであります。

二つ目として、落部漁業協同組合事務所建設事業に関して、補助金の交付についての言及がありました。地方公共団体は、その公益上、必要がある場合において補助することができることとなっていることから、補助金の交付に疑念を持たれることのないよう、条例等を整備したうえで、今後は補助金を交付するよう対応をお願いするものであります。

三つ目としては、町長の発言についてであります。このたびの委員会での審査の中で、「わたしの個人的な考え方で話しています」という発言や、「すぐに補正予算を出します」とような発言がありました。町長としての発言と言うのは、言うまでもなく、町政を預かる立場での発言であり、これは大変、重みのある、責任のあるものであることを再認識され、以後、心がけていただきたい。

以上を申し添え、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（千葉 隆君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会

委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。これより、各案を区分して討論を行います。まず、議案第 26 号について、討論を行います。

地方自治法第 117 条、及び八雲町議会委員会条例第 16 条の規定により、黒島竹満君の退場を求めます。

(黒島議員 退場)

それでは、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) これよりただちに採決いたします。

お諮りいたします。議案第 26 号について委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。黒島竹満君の入場を求めます。

(黒島議員 入場)

○議長(千葉 隆君) 次に、議案第 14 号及び議案第 17 号並びに議案第 21 号の 3 件について討論を行います。討論はございませんか。

(「あり」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論の要求がございますので、これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。

○2番(佐藤智子君) 議案第 17 号、八雲町介護保険条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

本条例は第 9 期介護保険事業計画において、65 歳以上が対象の第 1 号被保険者の保険料を引き上げるものです。

これまで 9 段階だった区分を 13 段階に見直し、高所得者の増額分をもって低所得者の保険料上昇の抑制を図るといっても、保険料全体の値上げには変わりません。

2021 年はコロナ禍だったため、保険料は基準額引き下げなどの配慮がありました。コロナは 2 類から 5 類になったとはいえ、収束したわけではなく、物価高騰や上がらない年金が生活を圧迫している今、本来であれば引き続き保険料の据え置きが望ましいところです。よってこの条例には反対いたします。

○議長(千葉 隆君) 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。

○議長(千葉 隆君) 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) 議案第 17 号に賛成する討論をさせていただきます。

担当課から介護保険給付費が増加する中で、低所得者に対する負担軽減と介護保険制度の持続性を高めるため、今回、介護保険料を9段階から13段階へ見直して、更に1段階から3段階までの低所得者に対して、国費、道費、町費も投入して軽減を図っていくという説明があったので、その取組も見守っていくことも必要だと思い原案に賛成いたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。まず議案第17号について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第17号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、ただ今採決をしました議案第17号を除く議案第14号及び、議案第21号の2件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第14号及び議案第21号の2件について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第21号の2件については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第9号までの令和6年度各会計予算9件について討論に入ります。討論はございませんか。

（「あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論の要求がございますので、これより討論を行います。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） 議案第4号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計に反対の討論を行います。

本予算の介護保険料の基準額は月額5,500円から700円アップの6,200円になります。それだけではなく議案第17号で反対したように、第9期介護保険事業計画では、第1号被保険者の区分が9段階から13段階に分けられ、低所得者の保険料上昇は抑えられてはいるものの、介護保険料全体が年間で引き上がるものであります。

令和4年度決算で介護保険特別会計の基金は、1億6,808万3千円ありました。保険料引き下げに使えるのではないのでしょうか。

また政府は、保険料軽減に対して、一般会計の繰入は適当ではないとして極力、財政支

出を抑えるように通知してきますが、これらを変える努力も必要ではないでしょうか。

以上のことから介護保険事業特別会計に反対する討論といたします。

○議長（千葉 隆君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

次に原案に反対の方の発言を許します。

ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。まず議案第4号、令和6年度八雲町介護保険事業特別会計予算について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第4号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次にただ今採決しました、議案第4号を除く議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号までの8件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただ今申し上げました議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号までの8件について委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号まで及び議案第5号から議案第9号までの8件については委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第37号

○議長（千葉 隆君） 日程第3、議案第37号、工事委託に関する協定の変更協定の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（千葉 隆君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第37号、工事委託に関する協定の変更協定の締結について、ご説明いたします。

追加議案書1ページをお願いいたします。

本件は、令和4年6月の第2回八雲町議会定例会におきまして議決をいただきました八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定について、その一部を変更しようとするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

このたび、本第1回定例会におきまして、令和5年度八雲町一般会計補正予算第11号及び令和5年度八雲町下水道事業特別会計補正予算第2号により、真萩ポンプ場長寿命化計画事業、公共下水道下水処理場改築更新事業、熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理

場改築更新事業の繰越明許費補正の議決をいただいたところではありますが、すでに日本下水道事業団と締結しております協定に定める4の委託期間、令和4年度から令和5年度を、令和4年度から令和6年度に改めるものであります。

本議会で議決をいただいたのち、変更契約となるものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第37号工事委託に関する協定の変更協定の締結についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） とう論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第38号

○議長（千葉 隆君） 日程第4、議案第38号、令和6年度八雲町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第38号、令和6年度八雲町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。追加議案書2ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,250万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億3,550万4千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費121万6千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案により、ご説明いたします。

7款、1項商工費、3目観光開発費1,128万8千円の追加は、現鉛川観光施設浄水・温泉設備及び泉源等について、令和6年4月以降、引き続き町が所有し、維持管理するため、10節需用費から12節委託料まで、施設設備等の電気使用料、修繕料、排水汚泥処理手数料、

泉源等管理業務、及び浄水設備保守点検業務などの維持管理費 1,108 万 5 千円を追加しようとするものであります。

また、鉛川レクリエーションセンター老朽化対策改修事業の中止により、これまで事業者が負担した地質調査などの改修事業関係費用として、21 節に損失補償費 20 万 3 千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1,250 万 4 千円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書 6 ページをお願いいたします。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 120 万円の追加は、鉛川レクリエーションセンター貸付料の計上であります。

20 款、1 項、1 目繰越金 1,007 万 7 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

21 款諸収入、5 項、7 目雑入 122 万 7 千円の追加は、鉛川観光施設水道及び温泉供給による雑入の計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1,250 万 4 千円の追加であります。

以上で、議案第 38 号、令和 6 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3 番（横田喜世志君） 歳入のほうなんです、今の建物貸付料 120 万、これ鉛川レクリエーションセンターのことでいいんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ご質問の建物貸付料については、鉛川レクリエーションセンターの貸付料のということでよろしいです。

○3 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3 番（横田喜世志君） 貸付は 3 月 31 日で終わるはずですよ。それをまた新年度に 120 万円を計上するというのはどういうことなんでしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） この鉛川レクリエーションセンターの貸付に関してですが、横田議員がおっしゃるとおり、この 3 月 31 日で契約期間が満了すると、そういった状況にあります。これまでの常任委員会、あるいは全員協議会の議論の中で、修繕等の対応なども考えていかなきゃならないことから、これらの対応するために貸付期間を延長することについて、ご説明させていただいたといった状況も踏まえながら、この貸付期

間を延長すること、それからこれに合わせて貸付料の納付計画も延長することを見込んで予算計上ということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） この件に関しては、常任委員会でも反対意見もあります。その中でいろいろとお話をしているはずなんですけど、どうなんでしょうね、ここでこのまま進めるとあまりよろしくないような気がするんですけども。私としては基本的に3月31日で終わると、そのために今後の修繕に対して私たちというか私の見解としても述べさせてもらっているものですが、そこで見解が違うので、このまま私は認めることが不相当だと思うんですけども、これは理事者側との話し合いができるまで待っていただくということにはならないんでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 横田議員さん、今上程しているから待ってもらおうということではなくて、質疑ですから質疑の感覚で締めてください。今の質問。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田君。

○3番（横田喜世志君） まあ質問で。そしたらこれはとりあえず120万ということは多分1年間分ですよ、ということは最低でも1年間延長するって考えのもとに上程されたってことでいいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですが、まずこの収入の予算に関しては1年分ってことで予算を見込んでいます。おっしゃるとおり、10万円×12か月分ってことでの収入の予算ということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 何年契約ですかって言ってますよね。1年契約ですかってことを聞いているので、予算は単年度ですが、契約期間についても。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約期間については、現在ですね、2年間延長することを計画しているということでございます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ただいまの鉛川レクリエーションセンターの契約の取り扱いについては、町の方針に対して議会からご意見をいただいていたので、町といたしましては、その取り扱いに問題がないか顧問弁護士に確認を行ってまいりました。

議会からは契約を3月31日で打ち切り、賃貸料を精算させ修繕に関する覚書等を交わしたうえで修繕対応すべきとのご意見でしたので、顧問弁護士に確認したところ、契約を終了するということは所有権が移転して民間施設になるため、賃貸契約上の修繕義務の遂行、

根拠がなくなるとの見解であります。

また、修繕に関する覚書等によって、修繕を町が行うってことを取り決めたというのみでは、町費を支出する根拠として不明瞭であるとの見解をいただきましたので、町としては顧問弁護士の見解に基づき、以前説明した方針どおり契約期間を延長し、納期計画もこれにあわせることとし、変更契約に行って修繕対応することといたします。

なお、延長する期間は2年間で、令和8年3月31日までとします。この間で修繕が早く完了したら契約を解除して譲渡することとし、また修繕が完了しなければ再度、期間の延長することも考えられることをご理解願います。

修繕箇所については、雪が解けなければ確認できない箇所もあることから、まとめるまでは時間を要しますが、まとまりましたら全員協議会に報告させていただく予定です。

修繕にあたっては議会からのご意見のとおり、過剰な修繕とならないよう、相手方と協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに質疑ございませんか。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今、町長から横田議員に対して答弁いただきましたが、私の理解でも現契約の中で修繕箇所を特定できなくてもですね、過剰な修繕はしないという契約になっていますから十分現在の契約の範囲の中で契約箇所を特定しなくても修繕をするという約束ができたなら契約を延長しなくてもできるという解釈は僕は成り立つと思いますので、この2年間の契約を延長する必要はないと考えます。いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この契約に関してもですね、町として顧問弁護士に相談して進めているということでもありますので、顧問弁護士から先ほど言ったとおり、町の建物でないものを修繕するというのは相応しくないというか、そういう意見でしたので、町の建物のうちに改修して改修して終わった時点で譲渡するということが一番いいだろうという判断をいたしました。それでこの修繕の箇所についても雪が解けないとはっきりしないってことですので、これについてもしっかり議論しながら、またおぼこ荘さんの要望等もありますが、議会の皆さんと意見を交換しながら、修繕の費用を算出していこうというのが考え方ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） この案件に関しては、契約の延長をたびたび重ねてきているので、現契約の中で修繕と見られるところを特定して、そして修繕の合意をしてやるほうが、また2年も延長すると、これまでの繰り返しで不透明な部分がまたまた積み重なっていくって恐れを、これまでの説明を受けた中で私は感じています。是非、現契約の中で合意内容をつくり、そして修繕するほうがベストだと思います。なので質問、だから私はそういう

反論されても現契約の中でできうらと思っております。2年もの延長は不透明なものを重ねると思いますが、そういう危惧はありませんか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど説明したとおりですね、顧問弁護士の判断ではですね、契約を延長してですね、修繕をして渡すということが一番いいだろうということが弁護士の判断であります。さらに今、雪が解けてすぐに調査に入るので、そのあとに修繕が出ると考えていませんし、はっきり今、修繕の箇所をこの雪が解けたあとに判断して修繕箇所の費用を算出しながら議会にまた議員の皆さんと協議しながら進めていくってことですので、この2年間の中で修繕が増えるってことはないということになりますので、契約が2年でも1年でも同じということと、修繕が終わった時点で譲渡するってことの契約でありますので、それが早めにですね、双方の意見、さらに議会からの了承を得て承認されたら修繕をして渡すということになるので、この2年が短いか長いかわかりませんが、なるべく早く決定して修繕をして引き渡したいという思いですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○13番（黒島竹満君） 今、話を聞いておりましたが、ちょっと矛盾する点があると思います。これを直すことによって、貸付料の見直しと契約書の中にあります。この見直しという部分をどう考えていくのか、そしてまた今、全協で何回も、全協でね、話し合いをしてきてるわけです。今この時点でこの貸付料の話っていうのはちょっとまずいんじゃないですか。もう契約書に基づいてやるってことに全協でも話し合いしてるわけですよ。そしたら契約書と違った部分が出てくるわけですよ。直すことによって、貸付料を見直すってことになってるわけです。その辺をきちんと解決しなかったら駄目じゃないですか。どうですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 我々の考え方としたら、改修したあとに貸すということではなくて、元々の契約どおり譲渡するので、直した時点で譲渡するということですので、そのあとには貸付料は発生しないので、上がる下がるっていうのはないって認識で進めていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○13番（黒島竹満君） それはやっぱり矛盾していると思います。町の税金を使って直すことですから。その直したあとに当然、費用対効果って効果を求めないといけないわけです。それを、それこそ直して譲渡するからあとはないんだって話にはならないと思うんです。それと、私どものところの顧問弁護士にちょっと話を聞いております。この部分について

もきちんと前もって契約をすると。一回その期限が来たら期限を終わらせて、終わる前に契約すればできるって話を聞いてるんです。それからまたこれから全協があるわけですよ。このあと。これについて。なぜ今ここなんです。全協、今これからこのあとにあるってことになっているのに、なぜここなんです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまのご質問ですけれども、まず貸付料の考え方に関して矛盾しているのではないかというご指摘ですが、それについては先ほど町長からご答弁申し上げたとおりかなと思います。

あとそれとなぜ今なのかというご質問もありましたが、それに関しては、予算委員会のほうでご説明させていただきましたが、当初、ここの浄水設備等に関して、このレクリエーションセンターも含めてですが、老朽化対策で改修しようという町の方針を昨年議会の方にお話させて来ていただきましたが、その中でですね、町の方針としてはこれらを改修したいという中で進めてきて、また浄水に関しては改修の有無にかかわらずですね、老朽化が著しいということで、設備関係も改修したいといった中で相手方と協議を進めてきたという経緯がございます。

これもすべて議会のほうにご説明させていただいている中でですが、そういった中で今回、議論の経過の中でですね、ここの設備関係の譲渡が叶わなくなったということで、そういったことで予算委員会の中では4月からすぐに維持管理経費を町のほうで負担していかなければならないといったことで、令和6年度の当初予算にはそういった譲渡のこともありましたので、維持管理経費が計上されていなかったと。それで予算委員会のほうでは補正にて対応させていただきというお話をさせていただいているところですので、なぜ今なのかって部分に関しては、ただ今申し上げたとおり時系列に沿って整理するとこの時期が適切なのかなといったところであります。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○13番（黒島竹満君） 今、時系列で話をしてくると、そしたらこっちも時系列で話をしますが、本来であれば3年3月31日で期限が終わっているわけです。それを延長したおかげでこの間の発生した、油の多く使ったってことで補償してるわけです。3月31日で終わってたらそういう補償もしなくても良かったと思うんですよ。これからまた延長かけていくと、延長かけていくとこういう問題が発生する可能性も出てくるわけです。そのために今まで全協でいろんな、1年くらいかけていろんな話をしてくるわけです。それなのにどうしてこうやって突然に予算を収入の部分で上がってくるんですか。

そして、なおさらですよ、免除したときの報告もなしにしてですよ。歳入を、それこそ免除しておいて報告もなかったんですよ。そういうことをずっと考えていたら時系列で考えていたらこういう話も出てくるわけです。だからなぜ今ここなんですかって話。もっとこれから全協があるわけですから、これから全協を控えていて、これわざとに出して

きてるんですか、町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これ予算でありますので、執行するしないはそのあとになりますが、ただこのタイミングじゃないと、もしもなったときには4月1日からの修繕とかの予算がないってことで、このタイミングで提出したということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（千葉 隆君） 3回ですが、必要性があったら4回目も許すということで。今やらないと。あるなら。

○13番（黒島竹満君） 議長、黒島。

○議長（千葉 隆君） 黒島君。

○13番（黒島竹満君） 今その予算が執行するしないって話で今だって話だけれども、今じゃないと思うんですこれ。これはなんも全協このあとに全協のあとでもいいわけでしょ。歳入の部分ですから、歳出の部分じゃないわけでしょ。なぜ今出してきたの、これ。そこをちょっとよろしく。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 予算の関係であります、歳出と歳入に関しての関係性って部分で歳出を予算として計上した場合は、それに見合う歳入を必ず計上しないとならない。これは予算のルールとして皆さんもご承知のことだと思っておりますので、ただ今ご質問の内容については、歳出がこういうことで維持管理経費が必要だということで見合った歳入を計上したと。こういうことでご理解をしていただきたいと思えます。

○1番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○1番（赤井睦美君） であれば庁舎と同じように、やっぱり全協は先にやらないと、これは私たちは、延長はだいたい今までの説明では3年くらいって話の延長は聞いてたけれども、今日になって2年って初めて出てきたし、やっぱり全協を先にやってもっと詳しい説明を聞いたうえじゃないと、これは認められないと思うんですね。それはやり方、庁舎と同じですよ、後出しで思うとおりに進めようっていうふうにはしか見えないんですが、そういう時間って今まで積み重ねてきたものをここで急に決めてからまた全協でというのはおかしいと思うので、このやり方に対しては賛同できないっていうか、もっとやり方を考え直してほしいです。いかがでしょうか。

○議長（千葉 隆君） 答弁に時間かかりますか。休憩しますか。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

●議長（千葉 隆君） 再開する前に皆さんに確認したいと思いますが、まず、今休憩中ですので、休憩中に本来行われるべきだという皆さんのご意見がございますので、休憩中にこの続きを全協でやるってことはいかがでしょうか。それともあくまで終わってからでいいですか。終わってから審議が終わってから。だから今の聞くとしたら、提案する前にという意見が何人かから出されましたが、遅いけれども今ならまだ全協で報告受ける部分も残っていますので、その選択をするのか、再開したあとまた補正予算の審議を行うのか、皆さんに諮っていきたいと思いますが、いかがですか。

ですから先にやったほうがよろしいですか。よろしいですか皆さん。

それでは暫時休憩したまま全協を開催しますので、部屋のほうに移りましょう。まず。暫時休憩しているので。それではこの場で全協ということで休憩中に全協を開催してよろしいですか。

（全員協議会開催）

●議長（千葉 隆君） ちょっと時間ください。この事業もあるけれども、介護保険のこともあるのでそれだけ、そっちのほうだけ分けることは。

今のここに介護保険の部分があって、そして介護保険の違う議案に介護保険の繰り出しが入っているんで、そっちにも影響するってことなので、違う案件も成立しなくなる。繰り出し金を介護保険に出してきてるから。だからそっちの介護保険の事業会計も影響するってことでそういうことだけかい。ということで理解していただきたいと思います。それでは再開してよろしいですか。

（「はい」という声あり）

再開 午後 3時49分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号の補正予算第1号の質疑が途中でございます。それでは皆さんから質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本

案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(「賛成者起立」)

○議長(千葉 隆君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

●議長(千葉 隆君) 今、否決されましたので、介護保険事業特別会計補正予算第1号は成立しない、論理的にね。ですから、町のほうから取り下げ等の手続きしなければなりませんので、ちょっと議事提案の精査をいたしますので、55分まで休憩いたします。

●議長(千葉 隆君) 今提案できないってことで議案第39号、文書で皆さんに事前に提案できない旨の文書を配布しなければならないので、その作業に4時30分を目途に再開いたしますので、休憩したいと思います。

もしも早くできたら早い段階で集まってもらうということをお願いいたします。

●議長(千葉 隆君) 本来であれば文書で皆さんに配布しなければなりません、時間も時間ですし、次の日程もありますので、口答で町長に発言を求めて町長のほうからその旨報告をしてもらうってかたちで簡素化してもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

●議長(千葉 隆君) それではその流れでもうしばらく。ということであればもっと早く再開できますので。

あともう一つ、今日はそれ以降はスムーズに議事進行ご協力お願いいたします。

再開 午後 3時55分

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第5 議案第39号

○議長(千葉 隆君) 日程第5、議案第39号 令和6年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第1号について、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 議案第39号、平成6年度八雲町介護保険事業特別会計第1号は、議案第38号が否決されたことを受け、撤回いたします。

(何か言う声あり)

○議長(千葉 隆君) 町長、訂正を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大変失礼いたしました。

令和6年度であります。失礼いたします。訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

ただいま議案第39号について、町長より撤回の申し出がありましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号の撤回について許可することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は、業務請負契約の一部変更契約締結についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 議長、社会教育課長。

○議長（千葉 隆君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） それでは、報告第1号、専決処分の報告について説明いたします。

議案書144ページをお開きください。

本件は、令和5年第3回八雲町議会定例会において議決をいただきました、八雲町アイヌ文化財保存活用業務において、業務内容の一部変更に伴い、契約金額に変更が生じたため、契約内容の一部を変更して契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、令和6年1月29日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

続いて議案書145ページをご覧ください。

契約を変更する内容は、契約の金額を現契約金額5,549万5千円から、新契約金額5,388万3,782円へ変更し、契約変更増減として161万1,218円を減額するものであります。この減額は、本業務において、石碑を保護する上屋の設置2基を予定しておりましたが、事業を進める中で上屋の設計案について、町内関係団体と協議した結果、1基の上屋設置を取りやめたことによるものです。

なお、契約の相手方は、TOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部であり、この業務内容の変更に伴う納期の日程の変更はございません。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で報告が終わりましたが質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。
- 2番（佐藤智子君） その上屋ってというのがよくわからないんですが、どのようなものですか。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 議長、社会教育課長。
- 議長（千葉 隆君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 今、佐藤議員のご質問にありました上屋というのは、屋外にある石碑を保護するガラス張りの構造物でございます、四方どの場所からでも石碑が見えるかたちで風雪、風や雪から石碑を守るといふ構造物でございます。
- 2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。
- 議長（千葉 隆君） 佐藤さん。
- 2番（佐藤智子君） 当初は何個分を想定していたんですか。
(何か言う声あり)
- 議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。
- 8番（三澤公雄君） 議長、三澤。
- 議長（千葉 隆君） 三澤君。
- 8番（三澤公雄君） 気になっちゃって。ガラスで安全なんですか。アクリル板じゃなくてガラスなんですか。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 議長、社会教育課長。
- 議長（千葉 隆君） 社会教育課長。
- 社会教育課長（佐藤真理子君） 三澤議員のご質問ですが、ガラスですが、強度については業者ときちんと確認をして大丈夫なもので作っています。
- 議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。
(「なし」という声あり)
- 議長（千葉 隆君） 質疑終結といたします。
これについては報告済みといたします。

◎ 日程第7 諮問第1号

- 議長（千葉 隆君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 町長（岩村克詔君） 議長、町長。
- 議長（千葉 隆君） 町長。
- 町長（岩村克詔君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員1名が、令和6年6月30日をもって任期満了となることから、その後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

推薦しようとする委員につきましては、議案書記載のとおりであり、略歴等は、お手元

の参考資料に記載しております。

この方は、人格円満にして信望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮される方であると期待いたしております。

従いまして、適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） お諮りいたします。

本件については質疑討論を省略し採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、ただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本件について議案書に記載の方を人権擁護委員として適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、佐藤玲子さんを、人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 8 発議第 1 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、発議第 1 号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2 番（佐藤智子君） 発議第 1 号、企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書について提案説明を行います。

自民党派閥の政治資金パーティーをめぐる裏金問題は、政治資金規正法違反の疑いによって現職の国会議員が逮捕されるなど、国民のなかに不信や憤りが広がる重大な問題となっております。

議員個人への企業・団体献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券の購入が可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっています。

そもそも、営利目的である企業が、政党や政治家に対して資金を提供することで影響力を行使し、「カネ」の力で政治をゆがめることはあってはなりません。徹底した真相解明と制度の改革がなければ、国民からの信頼は回復されません。

よって、国においては、これまで繰り返されてきた「政治とカネ」の問題を根絶するためにも、企業・団体献金を全面的に禁止することや企業・団体による政治資金パーティー券の購入を禁止し、個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象を 5 万円超とすることなど、企業・団体献金を全面禁止するように求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（千葉 隆君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第9 発議第2号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、発議第2号、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（千葉 隆君） 横田。

○3番（横田喜世志君） 発議第2号、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書について提出者を代表し説明いたします。

本年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲に多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務である。そのためにも、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された被災者生活再建支援法の更なる改善が求められています。

よって、国に対し、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ拡充し、能登半島地震で被害に遭われた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望するものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議あり〕という声あり〕

○議長（千葉 隆君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（千葉 隆君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 10 発議第 3 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 10、発議第 3 号、生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（大久保健一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4 番（大久保健一君） 現在、我が国では、学校保健安全法に基づく歯科健診等は実施が義務づけられているものの、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の者に対する健康増進法に基づく歯周疾患検診や、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者歯科健診などは、義務づけがされておらず、成人期以降の受診体制は十分とはいえない状況にある。

人生 100 年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、歯と口腔の健康維持が極めて重要であり、そのためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診の確保が必要である。

よって、国においては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の改正などにより、生涯を通じた歯科健診の法制化を早急に進めるとともに、次の事項について措置を講ずるよう強く求める。

具体的項目については、記載のとおりでございます。

以上、提案説明といたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(千葉 隆君) 日程第 11、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長(千葉 隆君) 町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 議長から発言の許可をいただきましたので、第 1 回定例会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会は 3 月 7 日を初日として、15 日まで 9 日間の会期となりましたが、議員皆様には終始熱心なご議論と慎重なご審議をいただきましたことに敬意と感謝を申し上げる次第です。

1 月 1 日に発生をした能登半島地震から 2 か月が経過しました。この地震によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

そして大切な家族を失ったご遺族にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

倒壊した建物やがれきは手の付けようがないほどの状況で、水道などのインフラ設備が広範囲にわたって復旧できず、今なお多くの方々が厳しい避難生活を余儀なくされています。1 日でも早く、復旧、復興が進むことを心からお祈り申し上げます。

また未曾有の被害をもたらした、東日本大震災から 13 年が経ちました。お亡くなりになられた方々に哀悼の誠を捧げるとともに、ご遺族また被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして復興へ向けて努力されている全ての皆様に経緯を表します。

毎年、第 1 回定例会開催中に 3.11 を迎えて、新聞やテレビで特集が組まれ、当時の津波被害の様子や被災地の復興状況、被災者の生活の様子などが移されています。

私も当時ボランティアで現地に入りましたが、悲惨な状況は今でも鮮明に覚えており、このことは風化させてはならないと思っています。

地震をはじめ、異常気象による豪雨など自然災害の発生が多発しております。住民の安全・安心を守るためにも4月に危機対策課を新設し、防災体制の強化を図り、住民の防災、減災に対する啓蒙と、いざというときの備えなどについて取り組みを進めてまいりたいと考えています。

昨年の5月に新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが5類へ移行され、町内でも4年ぶりに新年会などの行事やイベントが開催され、人の移動や地域の経済が少しずつ回復してきたところですが、未だに当町では毎日のように感染者が発生しているという状況でありますので、改めて感染防止対策を徹底していただけたらと思います。

ロシアによるウクライナ侵攻が2年が経過しましたが、終戦の兆しはなく、長期化の予想です。ロシアとの停戦交渉が一刻も早く合意し、平和に暮らせる日が訪れることを祈るばかりです。

昨年4月にウクライナ避難民2名を受け入れしていますが、先般報道されたテレビ取材で当町での生活環境に満足していることなど多くの感謝の言葉が述べられていました。引き続き人道的な観点で受け入れ態勢を継続してまいります。

本定例会は令和6年度一般会計をはじめとする各会計予算、令和6年度各会計予算の関連議案等を加え、提出しました件数は42件を数え、新年度一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額は過去最大規模となる335億1千万円余りとなりました。

この間、予算特別委員会や議案等の審議をとおして、賜りました議員皆様からの貴重なご意見やご提言等については、真摯に受け止め、新年度の予算執行並びに今後の町政運営にいかしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

予算特別委員会、正副委員長の責務を務めていただきました宮本委員。牧野委員にはそのご尽力とご配慮に心から感謝を申し上げます。

議決をいただきました、各会計の新年度予算は向こう一年間の行政を推進するための経費を具現化したものであります。

今後、国の施策や補助金等の関係、特に燃料や食料品等の価格高騰へ向けての経済対策など、年度途中において対応しなければならないものが出てくるものと予想されます。その際には適宜、予算補正をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この冬は暖冬で降った雪は少なく、除雪経費に関しては軽減できたものと思います。2月中旬には道内で観測された記録的な温かさから一転して3月に入り、寒い日が続いてきましたが、今週から暖かい日が続くようで雪解けが順調に進んでいます。そんな中、日本気象協会から桜の開花予想が発表され、4月中旬には北海道で桜前線が上陸し、函館では平年よりかなり早い4月17日頃を開花予想日としています。ともあれ令和6年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していただかなければなりません。

今後、職員ともどもさらなる努力を傾注してまいり所存であります。どうぞ議員各位に

おかれましては健康に十分ご留意され、引き続き町民の幸せと町発展にご尽力されますことをお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（千葉 隆君） この際、私からも令和6年第1回定例会を閉会するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年元旦に発生しました、能登半島地震は最大震度7を記録し、甚大な被害をもたらしました。発生から2か月以上が経ちましたが、未だ断水や道路の通行止めが続いており、避難所では約1万人の避難者の方が避難所で生活している状況であります。

今定例会においても4名の議員の方々から防災に関する一般質問がありました。災害の中でもいつ起こるかわからないのが地震や津波などです。そのためにも、普段からの備えが大切であるということは、今定例会での一般質問で明らかになったのではないかと思います。

私自身も含めて防災に対する意識を高めるための取り組みを強化していくことが重要であると考えます。

新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に5類感染症の位置付けとなり、感染予防は個人の判断に委ねられました。ワクチン接種については3月下旬に実施される乳幼児に対する接種を残すのみで、これをもって八雲町での集団接種は終了となります。

町民の健康を守るためにご尽力されました担当職員と各課から応援いただき、対応いただきました皆様、そして医療福祉現場関係者の皆様に対しましても、心から感謝申し上げます。

町内でも未だ新型コロナウイルス感染症に加え、インフルエンザも発生している状況です。お互いの健康管理のためにも基本的な感染防止行動の徹底は引き続き実践し、収束を願うところであります。ALPS処理水の海洋放出は、水産業関係者に多大な影響をもたらしました。また、物価高騰の影響は昨年から引き続き、個々の家庭や農業をはじめとする、全ての産業、企業各社に波及させております。

町民の声を聴き、地域の現況と課題をしっかりと把握し、課題解決へ向け、危機感を持って取り組みを強化することが大切です。議員各位の協働と更なるご協力をお願い申し上げます。

本定例会は3月7日に開会してから本日までの一般質問をはじめ、令和6年度予算案などの各議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了いたしました。

予定どおりの閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会、正副委員長及び議員各位並びに町理事者と職員の皆様の終始、真剣な審議によるものであり、議長として衷心より俺を申し上げます。

町長をはじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立を見ました各議案の執行にあたり適切なる運用を持って進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層ご尽力されますよう、お願いを申し上げます。

また、本定例会及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見等を十分尊重され、今後の行政運営に反映されますよう望むものであります。

終わりになりますが、今年度で退職迎えます職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に改めて経緯を表す次第であります。

特に、議会事務局長におかれましては、議員活動や議会全体への的確な判断によるご助言をいただき、健全なる議会運営ができましたことに、議会を代表し、お礼を申し上げるとともに、代えがたい人材であり、惜しまれてのご勇退であることは誰もが認めているところでございます。

今後もこれまでの経験と高い見識を活かし、それぞれの立場からのご指導をよろしくお願いを申し上げてまいりたいと存じます。

これから年度末を迎え、議員各位、町理事者及び議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康管理には十分にご留意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。ご苦勞様でございます。

◎ 閉会宣告

○議長（千葉 隆君） これをもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和6年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 4時29分]